

新宮 LC 第 2 号
令和 6 年 3 月 23 日

クラブ員各位

特定非営利活動法人
新宮ライフセービングクラブ
理事長 田原 幸佑

ジュニアライフセービングクラブ事業規則の施行について（通知）

ジュニアライフセービングクラブ事業規則（令和 6 年規則第 1 号）を令和 6 年 4 月 1 日から施行します。ジュニアライフセービングクラブを発足させるにあたり、所要の規定の整備を行うものです。

以上